

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について**1. 背景**

『「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針』（平成 22 年 6 月 2 日構造改革特別区域推進本部決定）において、タクシーの乗降口の有効高さについて検討を行って緩和するとされていたことから所要の措置を講じることとします。その他、「旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車に係る基準」等を改正することとします。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等を改正する必要があります。

2. 改正概要**（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正関係**

- ① 旅客自動車運送事業用自動車の乗降口の有効高さ寸法の見直し（細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係）

『「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針』（平成 22 年 6 月 2 日構造改革特別区域推進本部決定）において、タクシーの乗降口の有効高さについて検討を行って緩和するとされていたことから所要の措置を講じることとします。

【適用範囲】

○乗客が乗降口から直接着席できる座席のための乗降口を有する旅客自動車運送事業用自動車

【改正概要】

○現在、旅客自動車運送事業用自動車であって、乗客が乗降口から直接着席できる座席のための乗降口については、有効高さ 900mm 以上、有効開口幅（とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から 800mm 上方の水平面上における最小の開口幅）470mm 以上必要としておりますが、客室強度の向上等の観点から見直しを行い、廃止します。

- ② 旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車の踏段の奥行寸法の見直し（細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係）

【適用範囲】

○旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車

【改正概要】

○現在、旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車の踏段の奥行寸法については、300mm 以上必要としておりますが、使用形態が自家用の幼児専用車と相違がないことから自家用と同じ 200mm 以上に緩和します。

- ③ その他の灯火に係る基準の改正（細目告示第 62 条、第 140 条、第 218 条関係）

緊急自動車及び道路維持作業用自動車が他の交通に作業中であることを表示するための点滅式の電光表示器の設置ができるよう、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○緊急自動車及び道路維持作業用自動車

【改正概要】

○取り付けることができる点滅式の橙色及び赤色の 300cd 超の灯火として、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に他の交通に作業中であることを表示する電光表示器を取り付けることができることとします。

- ④ 指定・登録制度の見直し（細目告示第 98 条、第 118 条、第 119 条、第 176 条、第 196 条、第 197 条、第 268 条、第 284 条、別添 112（新設）関係）
「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、指定・登録制度について所要の見直しを行います。
- 【適用範囲】**
○公的試験機関成績書又は性能等確認済表示により、保安基準適合性を確認する自動車等（現行と同じです。）
- 【改正概要】**
○公的試験機関の指定にかかる規定を廃止します。
○後付消音器の試験方法等に係る規定を「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程」（平成 20 年国土交通省告示第 1534 号）から別添 112「後付消音器の技術基準」（新設）に移管し、同告示を廃止します。
- ⑤ その他所要の改正を行います。

（2）道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示等の改正（第 1 条第 2 号関係）

【適用範囲】

- 平成 21 年 1 月以降に製作される乗車定員 10 人未満の乗用車を改造して製作した日本の伝統的な装飾を施した霊柩自動車（いわゆる「宮型霊柩自動車」）であって、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに適用します。

【改正概要】

- 外装基準の適用を受ける自動車については、平成 29 年 3 月 31 日までの間、同基準の適用を猶予することができることとしていますが、今般宮型霊柩自動車について、その使用の態様が特殊であること、一般に使用される自動車と比較して、使用の頻度が極端に少なく、走行距離が少ないこと、保有台数が少ないことから平成 29 年 4 月 1 日以降も現状のままで走行できるよう、以下の様な制限を付すことで外装基準について地方運輸局長が基準緩和の認定ができるよう措置することとします。

（制限事項）

- ・走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。
- ・駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。